指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　株式会社岡島電設工業
　法人番号　　：　6150001019481
　業者の住所　　：　奈良県奈良市三条大路２－２－５４　ＴＭＯビル１０１号室

2　指名停止の期間
　令和 8 年 11 月 19 日～令和 9 年 1 月 29 日（6 週間と 1 か月）

3　指名停止の措置対象地区
　近畿地区

4　事実概要
　株式会社岡島電設工業は、京都府木津川市内の建築工事（一般工事）において、元請負人が建築工事業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上で建設工事の請負契約を締結した。
　このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 7 号に該当するとして、令和 8 年 5 月 1 日付けで奈良県知事から監督処分（営業停止 7 日間）を受けた。

5　指名停止の理由
　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第 2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
1～12　省略	省略
(建設業法違反行為) 13　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)